

平成16年3月17日廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWG／中環審廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会 合同会議 議事録（抜粋）

【永田座長】 よろしいですか。

大分時間もたちまして、特段もしご質問ないようでしたら、この辺で最初の議題を終了させていただきます。

今日のさまざまなご指摘につきまして、今後も関係者の方々とよく調整して、円滑な施行に向けて十分な準備を進めていただきたいと思います。

それでは、続きまして、指定法人業務に関する費用負担の基本的な考え方に
関する議題に入らせていただきます。

この議案に関しましては後ほどご了承いただきたいと思いますので、事務局の方から説明していただいた後、審議を行わせていただきたいと思います。

それでは、よろしく申し上げます。

【宮本企画官】 資料の4の「指定法人業務に関する費用負担の基本的考え方について」という紙をお開きいただきたいと思います。

これは、今回のこの法律の中では、制度の中ではいわゆるお金の管理をする資金管理でありますとか情報の管理でありますとか、また、輸入業者の方のリサイクルの代行、先程も話題に上りましたが、このようなものにつきまして指定法人が行いますが、その費用につきましてどのように負担をしていくのかということでもあります。

循環型社会形成推進基本法の中でも、このようなリサイクルに関する費用につきましては関係者が適正に分かち合う必要があると記載されておりまして、このような考え方などに基づきまして費用の考え方を整理していくものでございます。

1ページ目のところにまず前提が書いてありますので、おさらいになりますがお話しさせていただきます。1番のところに記載がありますが、今回の法律では、メーカーの方、輸入業者の方でシュレッダーダスト、エアバック類、それからフロン類、これらのリサイクル及び破壊についての費用につきましてリサイクル料金というものを設定していただいて、これを自動車所有者の方にご負担いただくものでございます。

下の2番のところにありますように、したがって、直接的にリサイクルに使われる部分の費用は自動車所有者の方が負担していきませんが、それ以外にリサ

イクル法上、先程も申し上げましたように資金管理法・情報管理センター・指定再資源化機関と指定法人業務がございまして、その運営に必要な費用につきましてそれぞれ負担の仕方が少し変わっております。

最初の○にありますのが資金管理法でございしますが、これは先程申し上げましたシュレッダーダスト、エアバック類、フロン類のリサイクル料金とは別に、自動車所有者の方に資金管理業務に要する費用を資金管理料金という形でこれを請求するということになっております。この資金管理料金は国の認可ということで、経済産業省と環境省の方で認可をするということになっております。

その次の○になります情報管理の関係になります、リサイクル料金本体とは別に自動車所有者の方からこのような情報管理業務に要する費用を認可した情報管理料金という形でいただく制度になっております。

一番下の○にありますのが指定再資源化機関でございまして、大きく分けて2つの機能があります。1つはセーフティーネット機能として、小規模なメーカーの方、輸入業者の方から独力でリサイクルできないので委託を受けてかわりにリサイクルを行うという機能であります、これにつきましては当然委託元の当該小規模なメーカーの方、輸入業者の方からの料金なり費用をいただいて、それで賄うということが基本でございします。

また、後ほど議題にも上がりますが、離島なり不法投棄対策等の公益事業も実施するわけでございしますが、こちらはいわゆる剰余金と言われる自動車所有者の方にお返しできないリサイクル料金の剰余金について活用するということになっております。自動車所有者の方のお金がこの指定再資源化機関に直接入るとい形にはなっていないということございします。ただ、資金管理法と情報管理センターの行う業務については、基本的にはそれは資金管理料金なり情報管理料金という形で自動車所有者の方にお支払いいただくということになっております。

おめくりいただいて2ページ目の上に3番がありますが、原則としてはある程度そのようになっておりますが、ただ、いろいろと過去審議会においても議論がございましたように、自動車メーカー、輸入業者が、自動車リサイクル法の中心的な役割を果たすべき存在だということになっておりますので、今私が申し上げましたような資金管理であるとか情報管理だとか、そういったような指定法人の業務に必要な一定のコストは自主的に負担をするということになっております。書いてありますように、イニシャルコスト及び一定のランニングコスト、これにつきまして負担をしましょうということで、審議会においてもご議論いただきました。また、関係者の中の共通理解となっている状況でございします。

したがいまして、これに基づきまして現在、情報管理システム等を構築をし

ておりますが、こういった莫大な金額に上るシステム構築費でありますとか、また自動車リサイクル促進センターにおいて諸々の制度の実務に検討していただいているスタッフの方々、こういった方の人件費なり諸々の管理費用、こういったものにつきましてはイニシャルコストという形で自動車メーカー並びに輸入業者の方にご負担をいただいております。

次に、先程一定のランニングコストというお話をいたしました、一定のランニングコストとはどのように考えたらいいかという点につきまして、関係者間で詳細検討してまいりました。検討されてこのように整理できるのではないかなというのが下に記載されています。

まず、2ページの下半分に資金管理法のランニングコストというのがありますが、まず資金管理の部分でございます。

最初の○にございますように、自動車所有者には先程申し上げましたようにリサイクル料金以外に資金管理法に関するランニングコスト、つまり資金管理業務に関するコスト、ランニングコスト、これを資金管理料金として負担していただくことは、これは原則であります、さはさりながら、今回はメーカー、輸入業者が中心的役割を果たします、その①というものと②というものにつきましては、これは自動車メーカー・輸入業者が自主的に負担をしようということになっております。

①に書いてありますのは、中心的役割を果たすべき存在であるので基盤的なコストを、最低限どうしても必要なコストとしてそういう基盤的なことについては負担をしていただくというものです。また、この自動車メーカー並びに輸入業者の方についても預けられていたリサイクル料金の払い渡しを受けて、これを先程申し上げましたように実際のリサイクルに充当するということになるわけですので、払渡しという観点では一定の便益の享受しているところがございます。したがって、そのような払渡しという観点の部分については一定のコストを負担していただくということでございます。

「具体的には」と書いてありますその下の○ですが、①と書いてありますが、①の方は先程申し上げましたように基盤的なコスト、組織がどうしても成立する上で必要である基盤的なコストということでもありますので、やはり人件費、施設管理費、すなわち人と場所がなければ組織は成立はしないものですから、それについては自動車メーカー並びに輸入業者の方がご負担いただきます。

それから②とありますが、今回の資金管理業務につきましては、これは基本的には3つのフェイズに分かれておまして、資金を集めるところ、資金を管理するところ、それから資金をメーカーに払渡していくところと3つあります。集めるところと、管理するところは、基本的に自動車メーカー並びに輸入業者に余り関係するところではありませんが、まさに3番目の払渡しを受けるとこ

ろについては一定の先程申し上げましたように便益を受けるものですから、そこについて積極的に費用を負担していきたいということでございます。

具体的には②にあります。情報システム機器のリース費、メンテナンス費、外部委託費、通信費、普及・広報費といったものにつきましては自動車所有者の方と、自動車メーカー、輸入業者の双方で負担していこうということでございます。

この負担について割合をどのぐらいにするのかという議論が次に発生するわけですが、何割というような基準もないものですから、原則として折半という形でわかりやすい形で負担をしていこうと考えておられるわけでありまして。

次に、先程申し上げましたように、資金に関しては、集めるところ、管理するところ、払渡すところがありますので、集めるところと管理するところにつきましては、これはメーカー、輸入業者の方が関与されませんのでまさに資金管理料金を賄っていくわけでございます。それが③ということでございまして、預託収受に要する費用、つまり集めるところで、収受事務の委託コスト費、これは具体的には整備業者の方にいろいろとお願いいたしますのでそういった料金でありますとか、また車検場に端末を置くリース費用とか、はたまた国土交通省の方からいろいろ情報をいただきましてデータベースを構築する費用とか、また資金運用、実際に資金を運用していく際に要する費用というものでございます。

また、④という形では、これも資金の運用の部分の関係の費用でございまして、独立性とか公開性の確保をしていくということを経営管理業務諮問委員会という法定委員会でも運用の状況をチェックしていただいたり、また、外部監査法人等で監査をしていただいたりする部分がございますので、このあたりについてはいわゆる資金管理料金という形で消費者の方にお支払いをお願いすることになるわけでございます。

それにつきまして、まとめの整理をしておりますのが、4ページ目の表でございます。

4ページ目の表をご覧くださいますとイニシャルコストという形で上にありますが、資金管理、情報管理、指定再資源化、こういったものについての制度立ち上げのためのいろいろなシステムのプログラム構築費でありますとか、本年度までの施行準備に当たられた方々の人件費、そちらにつきましては自動車メーカー及び輸入業者の方に自主的にご負担をすでにいただいております。

下がランニングコストということでございまして、先程申し上げましたように、①の組織の存立にどうしても必要な人と場所の費用、これにつきましては自動車メーカー、輸入業者の方に自主的にご負担をいただくこととなります。また、②、③、④とありますが、先程の資金管理の3つのフェイズ、払渡しに

関する部分につきましては②でございますので、ここに関するものにつきましては折半ということにして自動車メーカー、輸入業者の方にもご負担をいただくこととなります。また、直接関係ない③、④でありますと、そういうところにつきましては資金管理料金という形で自動車所有者の方にお支払いをいただくということを考えておる次第であります。

また、1ページ戻っていただきまして3ページ目でありますけれども、3ページ目に情報管理センターのランニングコストというのが真ん中よりちょっと上ぐらいにあるかと思いますが、この情報管理センターにつきましてもやはり自動車メーカー、輸入業者の方は今回の制度の中心的役割を果たすという観点から、最初の〇にあつて①、②とありますけれども基盤的コスト、さらにはマニフェストを使って実際に自らもリサイクル料金を促進センターから支払われますのでその証拠として使うという、そういうところで便益を受けておりますので一定のコストを負担しようと言っております。

「具体的には」と書いてありますが、最初の①にありますように、組織が最終的に自主的に存在するための最低限の条件であります人と場所の費用につきましては、メーカー、輸入事業者の方が自主的にご負担をされる。それから②、この電子マニフェストの一連の運営にかかわるものにつきましては自動車所有者の方と折半する形でメーカー、輸入業者の方が負担をしていただくという形で整理されます。違っておりますのは、資金管理の方は3つの局面に分かれて、集める、管理する、払渡すというように分かれていますが、こちらの方は3つに分かれませんのでよりわかりやすい形になっております。

その一番下に「ただし」とありますが、「ただし、将来的にリサイクル料金の剰余金が離島・不法投棄対策などの必要量を超えて相当程度生じる場合には」とありますが、剰余金というものは基本的には離島・不法投棄対策などに使っていくわけでありまして、場合によっては相当程度生じてしまうこともあるかもしれないということが想定されます。そういった場合、この情報システムなり、まさに情報管理センターなり資金管理法の情報システムのいろんな改造等を行う必要が出てくることありますのでそういうところに使っていくと、状況によっては、そういうことも十分あり得るのかなというように考えております。

その下に書かせていただきましたが、マニフェストシステムにアクセスするための通信料、これは引取業者である販売業者とか整備業者とかもありますし、関係の解体業者の方、破砕業者の方、様々な方がいらっしゃいますが、こういった方々に電子マニフェストにアクセスして報告をしていただくわけですが、こちらにつきましては法律上必要とされる役割・義務を果たすための必要な費用という形で各事業者ご自身でご負担をいただくということを考えております。

4ページをご覧くださいますと、さっきの一番下の方にランニングコストの整理ということで情報管理センターがわかりやすく①、②というふうに、こういう形で分かち合おうというようなことが整理されております。以上でございます。

【永田座長】 どうもありがとうございました。